

的確で厳正かつ公正な審査業務を実施するよう、
当法人各事務所に通達しましたのでお知らせします。

今般、当法人関東検査部神奈川事務所において検査官3名が、並行輸入自動車の直前及び側方の視界基準に適合させるための鏡その他の装置を装備すべき車両に対し、装備しなくても基準に適合しているとして自動車検査票を作成したとの容疑で逮捕されました。

当法人職員が、逮捕されたことは誠に遺憾であり、自動車ユーザーの方々、自動車検査にかかわるの方々、国土交通省をはじめとする関係の方々に変なご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。

当法人としましては、このような事案が発生したことを重く受けとめるとともに、その原因を解明し再発防止策を早期に策定することとしています。

策定までの間、このような事態を再度起こさぬようにするため、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施について、以前に発出した通達を再度徹底することに加え、以下のことを徹底するよう職員に周知しましたので、検査法人において検査を受検される皆様のご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

- ・保安基準適合性審査において、合否を判断する上で疑義が生じた場合、原則として近くの検査官と複数で判断することを徹底すること
- ・複数の検査官で判断するなど、適正な審査を実施することで、当初予定している予約台数を処理することが困難であると判断される場合には、国及び関係団体と協議の上、適正な予約台数となるよう取り組むこと

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町8-2
住友生命四谷ビル4F

自動車検査独立行政法人 企画部

電話 03-5363-3445

FAX 03-5363-3347

<http://www.navi.go.jp>